

第15回 不法行為概説

2015/12/04

松岡 久和

【不法行為制度の概観】(279-283頁)

1 不法行為とは

Case 15-01 Yは酒を飲んで自動車を制限速度を超過して運転しXを危うく轢きそうになった。Xは、Yの自動車を避けようとして転倒し、持っていたパソコンを落として壊してしまった。この場合、Yにはどういう責任が生じるか。

- ・損害賠償債権を発生させる事実行為←→法律行為
- ・刑事责任（刑法208条の2・211条等）・行政责任（道交103条以下等）との機能分担
- ・損失補償（憲29条3項）との違い
 - 参考 東京地判昭59・5・18判時1118号28頁（予防接種ワクチン禍事件第一審判決）
 - ・債務不履行制度との機能分担→最終回の請求権競合問題へ

2 不法行為法の目的と機能

- ・被害者救済・身体生命財産の保護
 - (a) 広義の原状回復機能
 - (b) 違法行為の抑止機能、違法行為に対する制裁機能（ただし限定的）
- ・損害保険や各種補償制度（労災保険・基金・給付金など）との機能分担関係
- ・損害填補の確保目的の責任保険制度との結合

例 自動車損害賠償保障法上の強制保険。PL保険←→生命保険・損害保険

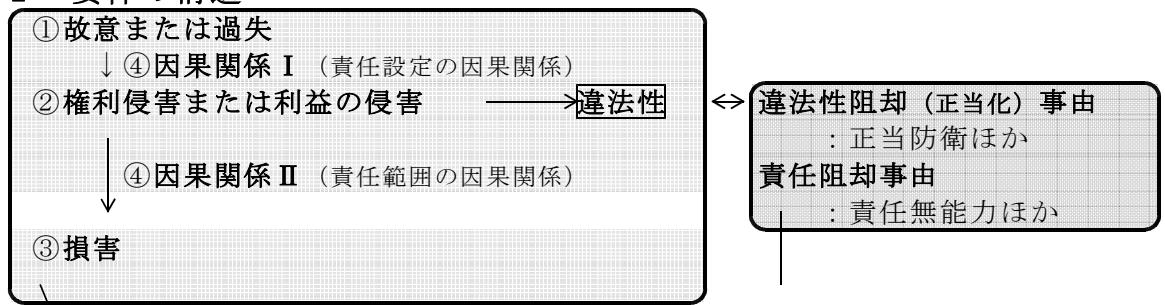
参考 法と経済学（最安値損害回避者の理論など）の意義と限界 内田II 327-329頁

3 各種の不法行為規定の概観

- (1) 一般不法行為：709条－自己の行為に対する責任の基本形態
 - ・フランス民法型の一般的統一的不法行為構成←→ドイツ法の三分体系
※抽象的な基準と事例の積み重ねによる具体化・類型化が必要
 - ・過失責任の原則=行動自由の保障機能←→原因主義・結果主義
判例 P281（大阪アルカリ事件）
- (2) 民法上の特殊不法行為：714・715・717・718・719条など
 - ・報償責任・危険責任思想に基づく責任の加重・立証責任の転換による被害者保護
- (3) 特別法による多段階の「無過失」責任
 - ・「許された危険」行為を容認する代わりの責任強化
 - ①中間責任立法（過失の推定等）：自動車損害賠償保障法3条、各種無体財産法等
 - ②厳格責任立法（免責抗弁有）：PL3・4条。大気汚染25条・水質汚濁19条は③へ
 - ③絶対責任立法（不可抗力等のみ免責）：原賠3条、鉱業法109条・113条

【一般不法行為の基本構造】(283-284頁)

1 要件の構造



積極的要件－被害者に立証責任
709条

↔

消極的要件－加害者に立証責任
(免責要件：720・712条他)

※②を独立の要件とみない説（違法性一元説）では、④の因果関係は、故意または過失による行為と損害を直接つなぐ1つのものと考えられる。

2 効果の概観

- (1) (慰謝料を含む一時金による) **金銭賠償の原則** (722条1項→417条)
- (2) 自然的原状回復
 - ①名譽毀損・信用侵害等の場合の名誉・声望・信用等の回復措置 (723条、著作115条、不正競争14条、特許106条)
例 謝罪広告、謝罪文の掲示・関係者への送付、訂正文掲載、勝訴判決の新聞掲載
 - ②鉱害の場合の原状回復措置 (鉱111条2項ただし書・3項)
- (3) 差止請求
 - ・実定法上の根拠 (不正競争3条、特許100条など) がない場合が問題

【現代における不法行為法の変容】(次回以降の各論の概観を兼ねる)

1 過失の客觀化・厳格化

- ・心理的過失概念から注意義務 (予見義務+結果回避義務) 違反構成へシフト
- ・高度の予見義務・調査義務の賦課
- ・立証責任の転換 (714条・715条も参照。中間責任) や事実上の推定
- ・過失責任主義理解の転換可能性
「過失なれば責任なし」⇒「過失があれば責任あり」(後掲参考文献(2)26頁〔田中洋〕)
→無過失責任の例外視からの脱却=解釈による無過失責任の可能性

2 権利侵害から違法性へ

- (1) 立法者意思の二面性: 自由競争の確保と権利の広い捉え方
- (2) 判例の転換 P291 (1914年・桃中軒雲右衛門事件) - 「低級音楽」浪曲に著作権なし?
P292 (1925年・大学湯事件) - 「老舗・のれん」侵害
- (3) 権利侵害から違法性へ
 - ・末川博『権利侵害論』(1933年): 権利侵害は違法性の徵表
 - ・国家賠償法1条1項による実定法化 (1947年)
 - ・2003年改正による「又は法律上保護される利益」の文言の挿入
 - ・違法性と過失の融合? → 詳細は第16・17回講義
- (4) 権利保護か秩序保護か
 - ・新たな権利・利益保護論の台頭

3 損害算定の精緻化・再構成

- ・差額説・個別的積算方式に対する損害事実説・定額賠償論等の登場

4 因果関係の複雑化に伴う対応

- ・医療過誤事例・公害事例における立証責任の転換や事実上の推定等

5 効果における差止請求への注目

6 変化の要因

- (1) 社会関係の複雑化に伴う事故・事件の危険の増大
 - ・交通事故
 - ・公害・医療過誤・薬害等々 —— 地位の互換性の欠如
- (2) 権利意識の高揚
 - ・被害の深刻化・広域化
 - ・政策指向型訴訟・問題提起型訴訟の増大

【参考文献】

- (1) 入門としての基本文献
大村敦志『新基本民法6 不法行為編』(有斐閣、2015年)
- (2) 立法論を展望した学会の最先端の議論
現代不法行為法研究会編『不法行為法の立法的課題』別冊NBL155号 (2015年)